

平成 20 年度与党税制改正大綱について教えてください

Q：平成 20 年度与党税制改正大綱が発表されましたが、中小企業関係の改正案について教えてください。

A：事業承継税制の抜本拡充！

税制改正大綱は、通常は 3 月末に最終的な税制改正法案として成立予定ですが、今年は参議院で野党多数の為、審議の行方が注目されます。主な内容は以下。

1. 自社株に係る相続税 80% 納税猶予制度を創設。

1) 現行制度：自社株の評価を 10% 減額できます。適用要件は、発行済株式評価総額 20 億円未満の会社で、相続した株式発行済株式総数の 2/3 又は評価額 10 億円までの部分かいずれか低い金額について。

2) 改正内容：自社株に係る相続税を 80% 納税猶予できます。適用要件は、対象会社は中小企業基本法の中小企業で、発行済株式総数の 2/3 以下の相続税。

3) その他要件：被相続人がかつて代表者であり、同族関係者で 50% 超保有、本人が筆頭株主であったこと。相続人（後継者）が代表者であり、本人が筆頭株主になること。相続後 5 年間は事業継続（代表者であり続ける、雇用の 8 割以上維持、相続株式の継続保有）し、死亡まで保有又は一定の場合に納税免除。

2. 中小企業投資促進税制・情報基盤強化税制の延長。

1) 現行制度：中小企業が平成 20 年 3 月末までに、機械（機械装置、電子計算機・デジタル複合機等）・ソフトウェア等の投資を行った場合、特別償却 30% 又は税額控除 7% を選択、情報セキュリティ - 強化の為、300 万円以上の基本システム・データベース管理ソフト等の投資を行った場合、特別償却 50% 又は税額控除 10% を選択できます。

2) 改正内容：とも適用期限を平成 22 年 3 月まで延長し、は取得価額要件を 70 万円以上に引下げ、特別償却 35%、税額控除 7% に改正しました。

3. 少額減価償却資産特例を延長：中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、即時償却を認める特例の適用期限を、平成 22 年 3 月まで延長。

4. その他、研究開発費に対する税額控除額上限を法人税額の最大 30%（現行 20%）まで拡充し、教育訓練費に対する税額控除を、教育訓練費が増加した場合にのみ適用される現行制度から、増減に関わらず総額の 8~12% 相当の税額控除を受けられる制度に拡充。

なお今後成立予定の税制改正法案を再度解説予定です。

平成 20 年 1 月
 税理士法人石井会計
 代表社員 石井栄一
 （公認会計士・税理士）